

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蝶田昭史

第8回

一層でも「意見聴取」税率は10%です)でした
を受けました。そしてす
べて税務調査には至らず
に税務調査省略となりま
した。

結びつけができる
ます。

これから確定申告の時
期となります。書面添付
制度とは異なりますが、
調査官が質問していく
税理士に依頼する事でより節
税となり、税理士に支払
う報酬は節税額で賄えて
します。税理士に任
せて安心。ご自身の手間
も減る。青色申告により
신용力もアップすると良
い事づくめです。白色申
告にてご自身で確定申告
を行っている方は、税理
士にご相談頂くのもアリ
かと思います。

書面添付制度 その意味

過去7回にわたり、税務調査省略を可能にする「書面添付制度」について記載してきました。しかし、この書面添付制度の意味を誤認してしまうと単なる「税金を逃れる事」だけが目的となってしまいかねません。ときどき、「税務調査をする税理士(驚!)」と口コミを聞いた方が、税金を逃れることがあります。しかし、税金(納税)は国民の義務であることを忘れてはなりません。

過去の連載でも記載していますが、前提として経理体制と税務処理をきちんと行なっているから、過去の連載でも記載し、制度で、具体的には、税務調査の連絡(事前告知とあります。)をする前に、書面添付を行なった

税務調査を省略する目的って?

そもそも税務調査を省略するのは何のためだろうか?

書に添付することができる。
12月5日(月)掲載した、

書に添付することができ
る」という前提をキチンと理解しないといけないとおかしなことになります。しか

て、税理士法第35条の要約によると、税務調査省略の対象にはなりません。

蝶田昭史税理士事務所
顧問先数450社で税務調査省略率100%!
従業員数25名、品川区西五反田7の22F
Cビル11F(よくセール)で行っているビルです。
2月は大学入試会場としてよく活用されています。
03・3490・3277
ぜひホームページをご覧ください。
<https://www.hiratakaiei.com/>

青色申告で
信用力アップ

この秋、税務調査のシ



[事務所紹介]
蝶田昭史税理士事務所
顧問先数450社で税務
調査省略率100%!
従業員数25名、品川区西
五反田7の22F
Cビル11F(よくセール)
を行っているビルです。
2月は大学入試会場として
よく活用されています。
03・3490・3277
ぜひホームページをご覧
ください。
<https://www.hiratakaiei.com/>